

## 平成27年度 市町村等公営企業決算の概要(速報)

平成28年12月8日  
京都府総務部自治振興課  
(税財政担当 075-414-4454)

京都市を除く府内14市11町村2一部事務組合の平成27年度公営企業決算の概要は以下のとおりです。

### 1. 地方公営企業の事業数

■ 事業数：117事業（法適用36事業、法非適用81事業）

■ 事業数の増減

減：法非適用2事業廃止（笠置町（介護）、精華町（介護））  
法非適用2事業統合（宇治市（簡易水道）、宇治田原町（簡易水道））

<平成27年度 公営企業事業数一覧>

団体名	法適用事業						法非適用事業										合計	
	上水道	ガス	病院	介護	下水道	計	簡易水道	電気	港湾	市場	と畜	宅地造成	駐車場	介護	下水道	計		
福知山市	1		1		2	4	1				1	1	1			2	6	10
舞鶴市	1		1			2	1		1				1			6	9	11
綾部市	1		1			2	1					1	1			3	6	8
宇治市	1				1	2							1				1	3
宮津市	1					1	1					2	1			1	5	6
亀岡市	1		1		1	3	1								3	4	7	
城陽市	1				1	2						1					1	3
向日市	1					1									1	1	2	2
長岡京市	1					1							1		1	2	3	3
八幡市	1				1	2							1				1	3
京田辺市	1					1									2	2	3	3
京丹后市	1		1			2	1	1				1		1	5	9	11	11
南丹市	1					1	1								3	4	5	5
木津川市	1					1	1						1		1	3	4	4
大山崎町	1					1									1	1	2	2
久御山町	1					1									1	1	2	2
井手町	1					1	1								1	2	3	3
宇治田原町	1					1									2	2	3	3
笠置町							1										1	1
和束町							1							1	1	3	3	3
精華町	1		1			2	1								1	2	4	4
南山城村							1										1	1
京丹波町				1		1	1							1	5	7	8	8
伊根町							1							1	1	3	3	3
与謝野町	1					1	1								3	4	5	5
南丹病院組合				1		1												1
山城病院組合				1	1	2												2
<b>合計(H27)</b>	<b>20</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	<b>1</b>	<b>6</b>	<b>36</b>	<b>16</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>4</b>	<b>44</b>	<b>81</b>	<b>117</b>	
合計(H26)	20	0	9	1	5	35	18	1	1	1	1	6	7	6	45	86	121	
差引(増減)	0	0	0	0	1	1	▲2	0	0	0	0	0	0	▲2	▲1	▲5	▲4	

※法適用事業とは、地方公営企業法の適用を受けて実施する公営企業を示す。

※一部事務組合による病院事業の構成市町村は以下のとおり。

南丹病院組合：亀岡市、南丹市、京丹波町      山城病院組合：木津川市、笠置町、和束町、南山城村

## 2 府内地方公営企業の決算概要（速報）

### ■地方公営企業法適用事業の状況（剰余額又は不良債務の状況「流動資産-流動負債」）

（単位：百万円）

	上水道	病院	下水道	介護
福知山市	1,002	3,938	323	
舞鶴市	223	285		
綾部市	953	2,334		
宇治市	1,950		152	
宮津市	166			
亀岡市	2,836	333	▲ 93	
城陽市	576		▲ 927	
向日市	963			
長岡京市	1,578			
八幡市	1,055		670	
京田辺市	4,417			
京丹後市	1,151	327		
南丹市	2,298			
木津川市	2,259			
大山崎町	378			
久御山町	710			
井手町	212			
宇治田原町	290			
笠置町				
和束町				
精華町	2,475	10		
南山城村				
京丹波町		703		
伊根町				
与謝野町	235			
南丹病院組合		3,164		
山城病院組合		2,349		170

### ■地方公営企業法非適用事業の状況（実質収支の状況）

（単位：百万円）

	簡易水道	下水道	電気	港湾	市場	と畜	介護	宅地造成	駐車場
福知山市	14	55			0	0		▲ 761	
舞鶴市	13	6		0					59
綾部市	0	0						0	0
宇治市									0
宮津市	0	0						▲ 67	0
亀岡市	17	4							
城陽市								8	
向日市		52							
長岡京市		3							9
八幡市									1
京田辺市		1							
京丹後市	59	91	15				1	47	
南丹市	30	54							
木津川市	2	15							0
大山崎町		3							
久御山町		11							
井手町	1	8							
宇治田原町		7							
笠置町	2								
和束町	5	3					0		
精華町	0	0							
南山城村	3								
京丹波町	26	0					1		
伊根町	0	0					3		
与謝野町	9	1							

注1：空欄は事業を行っていない団体であり、「0」は収支の差し引きがゼロの団体を示す。

注2：財政健全化法の「資金不足比率」は解消可能額等を控除するため、上記の赤字額が直接反映しない。

注3：流動資産からは「翌年度に繰越される支出の財源充当額」を  
流動負債からは「建設改良費等の財源に充当する当企業債・長期借入金」を控除している。

**(参考) 黒字事業数、赤字事業数**

(単位：事業数)

		H27年度(A)		H26年度(B)		増減額(A)-(B)		備 考
		黒字	赤字	黒字	赤字	黒字	赤字	
法適用	上水道	20		20				
	病院	9		9				
	介護	1		1				
	下水道	4	2	3	2	1		1企業が法適用化により増
	小計	34	2	33	2	1	0	
法非適用	簡易水道	16		18		▲ 2		2企業が事業廃止
	電気	1		1				
	港湾	1		1				
	市場	1		1				
	と畜	1		1				
	宅地造成	4	2	4	2			
	駐車場	7		7				
	介護	4		6		▲ 2		2企業が事業廃止
	下水道	44		45		▲ 1		1企業が法適用化により減
	小計	79	2	84	2	▲ 5	0	
合計	113	4	117	4	▲ 4	0		

注1：「法適用企業の黒字(赤字)」とは、「(流動資産－流動負債)」で示している。

注2：「法非適用企業の黒字(赤字)」とは、「実質収支(収入額－支出額－翌年度繰越額)」で示している。

■ **黒字事業数：113事業** (H26年度：117事業)

■ **赤字事業数：4事業** (H26年度：4事業)

- ・下水道(2事業)：亀岡市(公共)、城陽市(公共)
- ・宅地造成(2事業)：福知山市(住宅土地造成)、宮津市(住宅土地造成)

### 3. 財政健全化法に係る資金不足比率の状況

- 財政健全化法の施行により地方公営企業の財政状況を「資金不足比率」で判断するとされている。
- 財政健全化法で定める国の基準値は「20%（早期健全化基準）」である。
- 資金不足比率が20%を超過した公営企業は「該当なし」であった。

	区 分		資金不足比率		資金不足の状況等
			H26年度	H27年度	
城陽市	下水道	公共下水道	6.2%	-	大口事業所の接続、企業債利息減少、企業債の増加等により実質資金不足額が減少し、また下水道使用料の増収等により経常利益が良化し解消可能資金不足額が増加したことから資金不足比率が解消した。

注1：資金不足比率の算出方法は以下のとおり

①法適用企業の場合・・・資金不足比率 = 資金不足額 ÷ 事業の規模

資金不足額 = (流動負債 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

事業の規模 = 営業収益の額

②法非適用企業の場合・・・資金不足比率 = 資金不足額 ÷ 事業の規模

資金不足額 = 繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 - 解消可能資金不足額

事業の規模 = 営業収益の額

### 4. 他会計繰入金の状況

(単位：千円)

	H27年度(A)			H26年度(B)			増減額(A)-(B)			
	繰入金合計	基準内繰入金	基準外繰入金	繰入金合計	基準内繰入金	基準外繰入金	繰入金合計	基準内繰入金	基準外繰入金	
法適用	上水道	990,332	722,245	268,087	827,687	531,150	296,537	162,645	191,095	▲ 28,450
	病院	4,525,092	4,212,309	312,783	4,835,644	4,356,554	479,090	▲ 310,552	▲ 144,245	▲ 166,307
	介護	64,925	0	64,925	61,015	0	61,015	3,910	0	3,910
	下水道	4,701,844	3,203,182	1,498,662	2,812,355	2,196,341	616,014	1,889,489	1,006,841	882,648
	小計	10,282,193	8,137,736	2,144,457	8,536,701	7,084,045	1,452,656	1,745,492	1,053,691	691,801
法非適用	簡易水道	2,295,387	1,839,242	456,145	2,327,773	1,863,567	464,206	▲ 32,386	▲ 24,325	▲ 8,061
	電気	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市場	2,489	468	2,021	2,267	644	1,623	222	▲ 176	398
	と畜	2,000	0	2,000	1,988	0	1,988	12	0	12
	宅地造成	191,047	0	191,047	254,381	0	254,381	▲ 63,334	0	▲ 63,334
	駐車場	16,580	3,472	13,108	17,279	3,800	13,479	▲ 699	▲ 328	▲ 371
	介護	103,316	0	103,316	106,316	0	106,316	▲ 3,000	0	▲ 3,000
	下水道	12,489,982	8,094,589	4,395,393	14,519,762	8,858,363	5,661,399	▲ 2,029,780	▲ 763,774	▲ 1,266,006
	小計	15,100,801	9,937,771	5,163,030	17,229,766	10,726,374	6,503,392	▲ 2,128,965	▲ 788,603	▲ 1,340,362
合計	25,382,994	18,075,507	7,307,487	25,766,467	17,810,419	7,956,048	▲ 383,473	265,088	▲ 648,561	

注1：「基準内繰入金」とは、総務省からの繰入基準に係る通知に基づいて一般会計等から繰入れたものを示す。

注2：「基準外繰入金」には、他会計繰入金のほか、他会計出資金、他会計補助金、他会計借入金が含まれる。

## 5. 料金収入等の状況

(単位：千円)

		H27年度(A)	H26年度(B)	増減額(A)-(B)	備 考
法適用	上水道	17,120,898	17,154,419	▲ 33,521	水道料金収入
	病 院	38,896,091	36,520,819	2,375,272	医業収入(入院・外来)
	介 護	433,795	449,734	▲ 15,939	介護サービス料金収入
	下水道	7,750,083	5,079,185	2,670,898	下水道料金収入
	小 計	64,200,867	59,204,157	4,996,710	
法非適用	簡易水道	2,621,882	2,563,700	58,182	水道料金収入
	電 気	43,855	27,335	16,520	売電料金収入
	港 湾	0	0	0	施設使用料
	市 場	0	0	0	市場使用料収入
	と 畜	3,851	4,671	▲ 820	使用料収入
	宅地造成	746,904	149,648	597,256	土地売払収入
	駐車場	114,447	116,088	▲ 1,641	駐車場料金収入
	介 護	629,585	717,034	▲ 87,449	介護サービス料金収入
	下水道	8,805,633	10,792,840	▲ 1,987,207	下水道料金収入
	小 計	12,966,157	14,371,316	▲ 1,405,159	
合 計	77,167,024	73,575,473	3,591,551		